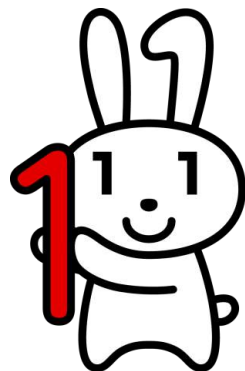


対象

マイナンバー取扱担当者様/各部門責任者様など

マイナンバー漏えい対策！ 取扱担当者向け マイナンバー研修

学内研修を
実施しませんか？



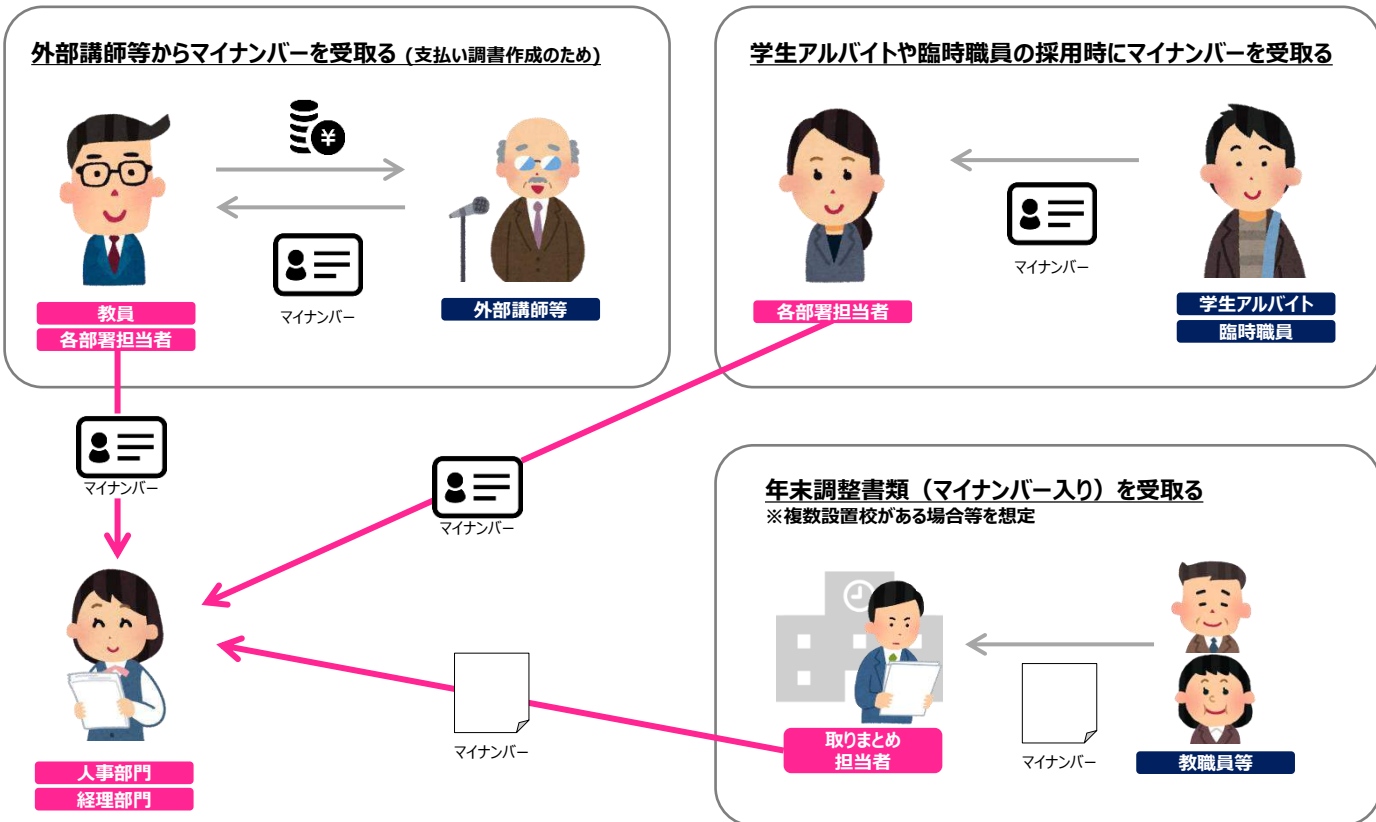
マイナンバーの漏えいを防ぐためには、1人1人が正しい知識をもち、取扱いに関する高い意識を持つことが重要です。
また、マイナンバーの運用がはじまれば、学内からはマイナンバーに関する問い合わせ等も発生してきます。
その時に担当者として説明責任が果たせるよう、**マイナンバー取扱担当者に向けて研修を実施していただく必要があります。**

多岐にわたるマイナンバー取扱の範囲

基本的には、社会保障/税務関係書類を取扱う部門（人事、経理）が取扱担当者となり、取扱担当者を必要以上に広げない運用が原則ではありますが、学校様の運用によっては、その他部署や各現場でもマイナンバーの取り扱いが発生します。

- ・マイナンバーやマイナンバー入りの書類を受け取るだけでも「取扱担当者」となり、適正な取り扱いをする責任が発生します。
 - ・法人の指導不足等により、マイナンバー漏えいした場合、罰則が適用となる可能性がございます。
- ※ は取扱担当者となります。

例：各部署や現場でマイナンバーを収集し、人事部門・経理部門に集約する場合



研修概要

対象

・マイナンバー取扱担当者様（人事・経理部門/その他マイナンバー収集に関わる部門のご担当者様など）
・各部門責任者様（マイナンバー取扱部門/その他部門のご責任者様など）

時間

60分程（質疑応答含む）

内容

制度概要などの基本的事項を再整理し、全体像を理解する。
また、取扱担当者として身につけておくべき知識や、安全管理措置の方法などを習得し、
マイナンバーの問合せ対応や、漏えい対策に資する内容とする。

I マイナンバー制度の概要

- 1 マイナンバーとは
- 2 マイナンバーを利用する行政手続き
- 3 マイナンバー制度の今後のスケジュール
- 4 マイナンバーをきちんと受け取って活用するために
- 5 個人番号カード
- 6 マイナンバー制度に対する懸念
- 7 マイナンバーを失くしたときの対応

II 学校へのマイナンバーの提出について

- 1 学校のマイナンバー取扱事務
- 2 学校法人での取得範囲
- 3 マイナンバー提出時の本人確認
- 4 扶養家族の本人確認
- 5 学生アルバイトの場合

III マイナンバーを適切に扱うために

- 1 マイナンバーの運用手順
- 2 マイナンバーの管理・利用についての制約
- 3 安全管理措置
- 4 違反に対しての厳しい罰則

IV まとめ



講師紹介

パートナーコンサルタント

毎熊 典子（まいくま のりこ）

特定社会保険労務士
日本リスクマネジャー&コンサルタント協会 上級リスクコンサルタント
日本プライバシー認定機構 認定プライバシーコンサルタント

慶応義塾大学法学部卒業後、大手電機メーカーの法務担当者としての勤務を経て、フランテック法律事務所に所属。
労務トラブル予防、SNS対策、情報管理、マイナンバー対応等について執筆、講演実績多数。
教職員を対象としたマイナンバー研修実績あり。

研修会のお問い合わせ/お申込み（担当：営業部）

お気軽にお問合せ下さい！

株式会社エデュース ☎ 東京本社 03-5809-3191 | 関西支社 06-6885-3505

✉ info@educer-ac.com 🖥 <http://www.educer-ac.com>



エデュースでは他にも、学校に特化した多様な研修をご用意しています。
詳細情報は、右記キーワードで検索いただき、Webサイトでご覧いただけます。

educer 研修

